

市街地エリアの価値の維持・向上を目的としたソフト事業に取り組む実施主体を支援します

北上市エリアマネジメント推進補助金のご紹介

目的

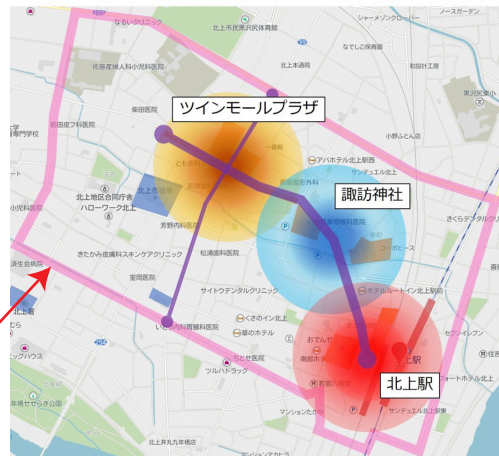
この補助金は、市街地のエリアマネジメントを推進する目的で創設したものであり、実施主体の財政面での自立性の向上や活動の活性化を図る狙いがあります

補助の対象事業

右に示す地区再生計画の対象区域内で実施するイベント、ワークショップ、実証実験等のエリアマネジメントの推進に資する事業

- 例1) 継続開催を目指す賑わい創出等のイベント
- 例2) まちづくり活動を深めるセミナー・講習会
- 例3) まちのPR・情報発信に繋げる広告媒体の作成

対象区域 (ピンク色の枠内)



補助の対象者

- 以下の全てに該当する個人、法人又は団体
- (1)市税の滞納がないこと
 - (2)代表者又は構成員が、北上市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員でないこと

補助の対象となる経費

謝金、報償費、消耗品費、印刷製本費、振込手数料、広告宣伝費、委託費、使用料、賃借料、会場設営費

補助金の額

補助対象事業費の **1/2** (上限額20万円)



申請等の手続き

※詳細はホームページをご確認ください

STEP1

交付申請

申請者

提出書類

- (1) 北上市エリアマネジメント推進補助金交付申請書
- (2) エリアマネジメント推進計画書
- (3) エリアマネジメント推進補助金収支予算書
- (4) 納税証明書 (市税の滞納がないことの証明書)
- (5) 暴力団等に関する誓約書
- (6) その他、事業内容がわかる資料など

STEP2

交付決定

市

審査後、交付決定通知書を発行します

STEP3

事業実施

申請者

STEP4

交付請求

申請者

提出書類

- (1) 北上市エリアマネジメント推進補助金交付請求書
- (2) エリアマネジメント推進実績書
- (3) エリアマネジメント推進補助金収支精算書
- (4) その他、事業実施時の写真をまとめたものなど

STEP5

補助金の交付

市

★まずは担当課までお気軽にご相談ください

申請窓口・お問い合わせ



北上市 都市再生推進課 都市再生係
(北上市役所 江釣子庁舎2階)

☎ 0197-72-8285